

特記仕様書

(適用)

- 第1条 この特記仕様書は、次の工事の契約日から適用する。
- ・工事名 町道24号線外道路照明灯（LED化）設置工事
 - ・工事箇所 秩父郡小鹿野町下小鹿野地内外

(共通事項)

- 第2条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ①1,000m³以上の土砂を搬入する工事
- ②500 t 以上の砕石を運搬する工事
- ③200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④最終請負金額100万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ①1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ②アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t 以上搬出する工事
- ③最終請負金額100万円以上の工事

- 2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

- 3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステムに基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。また、完成検査時には原本を提示しなければならない。

(建設廃棄物の再資源化等)

- 第3条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書において、再資源化について以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※ 上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(交通誘導警備員)

第4条 本工事は原則昼間施工とし、交通誘導警備員を工事区間に1名配置する。

(対象照明灯)

第5条 本工事の対象照明灯は、別紙のとおりとする。

(電子成果品について)

第6条 受注者は、下記に定める成果品を電子データとして納品できるものとする。

電子データとして納品した場合、同成果品の紙による納品を要しないものとする。

ただし、電子成果品によらないものは、従来通り紙で納品する。

電子データとして納品できる成果品	備考
工事写真 一式	
完成図面 一式	
その他監督員が認めるもの	

(電子成果品の作成について)

第7条 電子成果品の作成にあたっては、「埼玉県電子成果品運用ガイドライン」に準じて作成すること。

(電子成果品の提出について)

第8条 電子成果品は、データを格納した電子媒体(CD-R)を1部提出する。
また、電子媒体には成果品のほか、成果の閲覧に必要なビューアを同梱するものとする。ただし、電子成果品の提出にあたっては、発注者・受注者間で協議するものとし、事前に監督員の確認を受けること。

(建設DXの実施について)

第9条 受注者は、業務効率化を図るため、情報共有システムを活用することができる。
2 実施にあたっては埼玉県が作成する各要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。
なお、実施する場合は、事前に監督員と協議すること。
URL:
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/koji_jyoho_kyoyusystem_doboku.html

(週休2日制モデル工事)

第10条 本工事は、小鹿野町週休2日制モデル工事施行要領第3条第2号の規定により、週休2日制モデル工事の対象工事としない。

(県産品の積極的使用)

第11条 調達する工事材料は、埼玉県産とするようつとめなければならない。

(法定外の労災保険の付保)

第12条 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

(その他)

第13条 その他疑義のある場合には、監督員と協議するものとする。

別紙

対象照明灯一覧

管理番号	設置場所	照明種別	支柱基礎形式
OU003	下小鹿野地内	水銀灯	共架式
OU004	下小鹿野地内	水銀灯	埋込式（基礎露出）
OU006	般若地内	水銀灯	埋込式
OU025	下小鹿野地内	水銀灯	共架式
OU051	飯田地内	水銀灯	埋込式
OU056	飯田地内	水銀灯	埋込式（基礎露出）
OU057	飯田地内	水銀灯	埋込式
OU085	日尾地内	水銀灯	埋込式（基礎露出）
OU087	三山地内	水銀灯	埋込式（基礎露出）
OU088	三山地内	水銀灯	埋込式
OU092	河原沢地内	水銀灯	埋込式
OU093	河原沢地内	水銀灯	埋込式